

横浜市立大学オープンイノベーションラボ棟セキュリティカード管理要綱

令和8年7月1日制定

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市立大学オープンイノベーションラボ棟（本棟）（以下、「本棟」という。）に入館するためのセキュリティカード（以下「カード」という。）の管理及び運用について、必要な事項を定める。

（管理責任者）

第2条 カードを適正に管理するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、研究・産学連携推進課長をもって充てる。

3 管理責任者は、管理台帳を備え、カードの貸与、返却、紛失、破損その他カードの管理に関する事項を記録し、カードを適正に管理しなければならない。

（カードの貸与）

第3条 カードは、次の各号のいずれかに該当する者で、管理責任者が必要と認めたもの（以下「被貸与者」という。）に対して貸与することができる

（1） 本棟を勤務場所とする本学の常勤教職員

（2） 本棟を勤務場所とする本学の非常勤教職員、派遣職員その他これらに準ずる者

（3） 本学との共同研究その他本学の教育研究活動又は業務遂行のため、本棟に入館する必要がある者

（4） その他管理責任者が本棟への入館が必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号に該当する者に対するカードの貸与は、無償とする。

3 第1項第3号又は第4号に該当する者に対するカードの貸与は、有償とし、実費相当額を徴収する。ただし、管理責任者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 カードの貸与を受けようとする者は、セキュリティカード貸与申請書を管理責任者に提出しなければならない。

（被貸与者の義務）

第4条 被貸与者は、カードを注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

2 被貸与者は、カードを第三者に貸与し、譲渡又は不正に使用してはならない。

3 被貸与者は、カードを本棟への入館以外の目的で使用してはならない。

（紛失等の届出）

第5条 被貸与者は、カードを紛失した際には、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

（カードの再発行）

第6条 管理責任者は、前条の届出があった場合において必要と認めるときは、カードを再発行することができる。

2 前項によりカードの再発行を受ける被貸与者は、再発行に要する費用の実費相当額を負担しな

なければならない。ただし、当該再発行の理由が被貸与者の責めに帰すべき事由によらないと管理責任者が認めるときは、この限りでない。

（カードの返却）

第7条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにカードを管理責任者に返却しなければならない。

- (1) 本棟を勤務場所としなくなったとき。
- (2) 本棟に入館する必要がなくなったとき。
- (3) 本学との共同研究その他本学の教育研究活動又は業務遂行に関係しなくなったとき。
- (4) 管理責任者がカードの返却を求めたとき。

2 被貸与者は、紛失によりカードの再発行を受けた後、紛失したカードを発見したときは、直ちに当該カードを管理責任者に返却しなければならない。

3 第3条第1項第3号又は第4号に該当する者がカードを返却した場合であっても、既に納付された実費相当額は返還しない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、カードの管理及び運用について必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。